

申請期限が延長されました！

令和5年度業務改善助成金 申請期限のご案内

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

この度、一部の申請について、**申請期限を延長**しました。（延長されない申請もございますので、ご注意ください。）

ポイント

～賃金引き上げ計画を立てて申請される方～
申請期限が延長されます！

～賃金引き上げ後に申請される方～
令和6年1月31日で受付終了です。

賃金引き上げ計画
を立てて
申請される方

令和6年1月31日

延長します！

令和6年3月31日

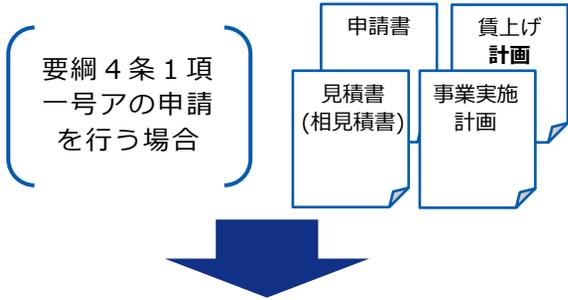
賃金引き上げ後に
申請される方

令和6年1月31日

延長はありません。

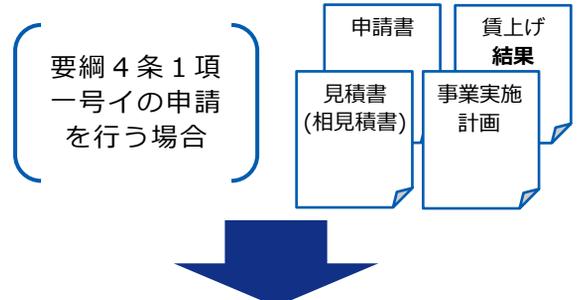
（お早めの申請をお願いいたします。）

賃金引上げ計画を立てて 申請される方



申請期限が**令和 6 年 3 月 31 日**
に延長されます！

賃金引上げ後に 申請される方



申請期限は**令和 6 年 1 月 31 日**までです。
(お早めの申請をお願いいたします。)

申請に当たっての注意ポイント

令和 6 年 1 月 31 日までに 申請される方

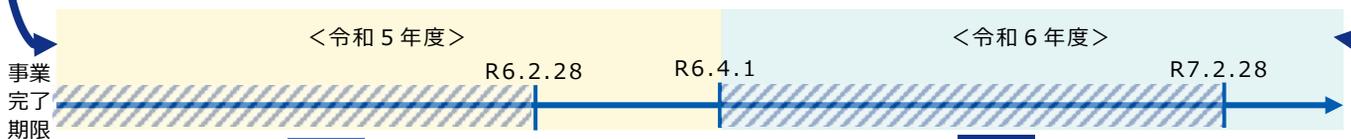
事業完了期限を**令和 6 年 2 月 28 日**までに設定いただきます。

令和6年2月28日までの
事業完了が困難な場合
(賃金引上げ計画を立て
て申請される方のみ)

令和 6 年 2 月 1 日以降に 申請される方

事業完了期限を**令和 6 年 4 月 1 日**から**令和 7 年 2 月 28 日**までの
期間で設定いただきます。

なお、設定いただく事業完了期限によって、ご注意ください点が異なります。



この間に設定いただくと、令和 5 年度内に交付決定がなされます。この場合、**期日までに事業完了(賃上げ、設備導入、支払いの完了)がないと助成金の支払いができません。**

この間に設定いただくと、令和 6 年 4 月 1 日以降に交付決定がなされます(※)。**交付決定前(令和 6 年 3 月 31 日までに)設備導入をすると助成対象外**となりますので、ご注意ください。

また、令和 5 年度中に事業完了が見込まれない場合は、**翌年度に再設定いただく**ことがございます。(賃金引上げ後に申請される方も含みます。)

※ 令和 6 年度の予算成立等を前提とします。

ご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号 : 0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)**です

賃金引き上げに向けた取り組みをお願いします

厚生労働省は、平均的な賃金額を周知し、賃金の引き上げに向けた取り組みをお願いしています。
この資料を参考に、賃金引き上げをご検討ください。

東京都「一般労働者^{注1、2}」の平均的な賃金額（年齢別、3年平均）

東京都	産 業 計			電子部品・デバイス・電子回路製造業		
	所定内給与 (月額)	所定内給与 (時給 注3)	年間賞与等 特別給	所定内給与 (月額)	所定内給与 (時給)	年間賞与等 特別給
合 計	千円	円	千円	千円	円	千円
合計	371.1	2,263	1,158.0	432.3	2,563	1,826.6
～19歳	188.7	1,156	129.4	177.6	1,064	219.5
20～24歳	233.0	1,409	330.7	223.0	1,354	577.4
25～29歳	270.9	1,645	725.4	271.7	1,643	1,121.9
30～34歳	318.6	1,943	970.9	315.8	1,880	1,408.3
35～39歳	367.5	2,250	1,190.5	368.9	2,222	1,805.3
40～44歳	406.6	2,479	1,346.0	419.6	2,483	1,790.1
45～49歳	424.8	2,596	1,441.6	456.0	2,672	1,820.1
50～54歳	457.6	2,796	1,613.4	491.3	2,879	2,103.6
55～59歳	469.7	2,882	1,661.4	527.9	3,118	2,347.2
60～64歳	367.7	2,279	965.5	384.6	2,326	1,623.0
65～69歳	311.4	1,910	445.3	-	-	-
70歳～	261.0	1,598	231.8	-	-	-

(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(以下の表も同じ。)

- (注) 1. 「(一般労働者)都道府県別第1表 都道府県、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」の、都道府県ごとの産業別の2020～2022年の3年間の数値を平均したものです。
2. 「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいいます。
「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいいます。
3. 「所定内給与(時給)」は、「所定内給与額」を「所定内実労働時間」で除したものです。(次表も同じ。)

東京都「短時間労働者」の平均的な所定内給与額（産業別、3年平均）

東京都	産 業 計	製造業
1時間当たり 所定内給与額	円 1,752	円 1,483

「(短時間労働者)都道府県別第1表 短時間労働者の都道府県別1時間当たり所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」の、都道府県ごとの「企業規模計(10人以上)産業計」と産業別の「1時間当たり所定内給与額」について、2020～2022年の3年間の数値を平均したものです。

東京都「職種」別の平均的な賃金額注1（一般労働者、3年平均）

職 種 注2	平均年齢	所定内給与 (月額)	所定内給与 (時給)	年間賞与等 特別給
	歳	千円	円	千円
生産工程従事者	41.6	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用機械器具 組立従事者	44.2	274.1	1,675	905.9
清掃員（ビル・建物を除く）、廃 棄物処理従事者	49.4	282.6	1,759	623.5
運搬・清掃・包装等従事者	48.4	251.3	1,533	432.9
金属プレス従事者	42.6	281.2	1,595	719.1
金属溶接・溶断従事者	38.8	269.9	1,579	824.9

- (注) 1. 「(一般労働者)都道府県別第2表 都道府県、職種（大分類）、性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（産業計）」または「(一般労働者)都道府県別第3表 都道府県、職種（特掲）、性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（産業計）」の、都道府県ごとの職種別の2020～2022年の3年間の数値を平均したものです。
2. 赤字の職業は職業大分類です。

「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組みます。

年収の壁・支援強化パッケージの詳細はこちら→



◆106万円の壁への対応

パート・アルバイトで働く方の、社会保険（厚生年金・健康保険）の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組**を実施する企業に対する**支援を行います。**

✓ 企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】の新設

新たに労働者を社会保険に加入（適用）させる際に、労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げ、労働時間の延長を行った場合、労働者1人あたり最大50万円を助成。

✓ 社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

◆130万円の壁への対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明**することで、**引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。**

◆配偶者手当への対応

配偶者手当の見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。

配偶者手当の
詳細はこちら→



年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30～18:15

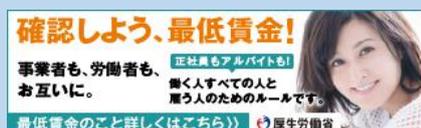
(土日・祝日はご利用いただけません。)

賃金引き上げ特設ページ、最低賃金特設サイトのご案内



このリーフレットに掲載している平均的な賃金額、賃金引き上げ事例、賃金引上げに向けた各種支援策等の情報を掲載しています。

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



最低賃金、中小企業の賃金引き上げを支援する業務改善助成金等の情報を掲載しています。

<https://pc.saiteichingin.info/>

